

許認可等の申請に対する処分の審査基準 個票

所属名： やすらぎ福祉総務課

許認可等の名称	生きがい活動センター使用料減免																					
根拠法令等の条項	豊田市下山保健福祉センター条例第11条第2項																					
法令等の定め 又は概要	<p>(使用料)</p> <p>第11条 生きがい活動センターの利用者は、許可を受けたときにおいて、別表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 市長は、公益上必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。</p> <p>別表(第6条、第10条、第11条関係)</p> <p>(2) 生きがい活動センター使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">使用料(円)</th> </tr> <tr> <th>9:00~13:00</th> <th>13:00~17:00</th> <th>17:00~21:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>和室</td> <td>700</td> <td>700</td> <td>700</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">弓道場</td> <td>大人</td> <td>200</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>小人</td> <td>100</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>専用利用</td> <td>1,000</td> <td>1,500</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 「小人」とは、中学生以下の者をいう。 営利又は宣伝を目的とする場合の施設利用料金及び使用料は、当該施設利用料金及び使用料の3倍の額とする。 市内に住所を有しない個人又は市内に事務所若しくは事業所を有しない法人が利用する場合(生きがい活動センターの弓道場にあつては、専用利用の場合に限る。)の施設利用料金及び使用料は、当該施設利用料金及び使用料の2倍の額とする。 団体(法人を除く。)が利用する場合(生きがい活動センターの弓道場にあつては、専用利用の場合に限る。)の施設利用料金及び使用料は、当該団体の所在地が市外であるときは、当該施設利用料金及び使用料の2倍の額とする。 前2項の規定は、第2項に規定する場合については、適用しない。 次に掲げる者が生きがい活動センターの弓道場を利用する場 	区分	使用料(円)			9:00~13:00	13:00~17:00	17:00~21:00	和室	700	700	700	弓道場	大人	200	300	小人	100	150	専用利用	1,000	1,500
区分	使用料(円)																					
	9:00~13:00	13:00~17:00	17:00~21:00																			
和室	700	700	700																			
弓道場	大人	200	300																			
	小人	100	150																			
	専用利用	1,000	1,500																			

	<p>合(専用利用である場合を除く。)の使用料は、無料とする。</p> <p>(1) 市内に在住する 18 歳以下の者(18 歳の者にあつては、18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者に限る。)及び 70 歳以上の者</p> <p>(2) 前号に掲げる者のほか、市内に在住する者で特別支援学校高等部若しくは高等学校に通う生徒又は高等専門学校に通う学生(第 3 学年までの学生に限る。)</p> <p>(3) 市外に在住する者で、市内の保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校若しくは高等学校に通う園児、児童若しくは生徒又は高等専門学校に通う学生(第 3 学年までの学生に限る。)</p> <p>(4) 前 2 号に掲げる者に準ずる者で、市長が認めるもの</p>
<p>審 査 基 準</p>	<p>豊田市下山保健福祉センター条例第 1 1 条第 2 項の「公益上必要があると認めるとき」について、下記の条件に該当する者の使用料を減免とする。</p> <p>1 減免の適用の前提条件 豊田市下山保健福祉センター管理規則</p> <p>第 7 条 条例第 10 条第 8 項の市長が定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 社会福祉増進のため活動する市民又は団体で市長の許可を受けたものがその事業活動の一環として利用する場合 全額</p> <p>(2) 市内の学校等の児童又は生徒が教育活動の一環として利用する場合 全額</p> <p>※施設設置当初から無料使用を前提とされた団体等が施設本来の目的で利用する場合 全額</p> <p>2 減免の基準 (規則第 7 条第 1 号関係)</p> <p>○地域団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区区長会 ・地区コミュニティ会議 ・地域会議

	<p>○福祉・保健関係団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(社福) 豊田市社会福祉協議会 ・(社) 豊田市シルバー人材センター ・地区民生委員児童委員協議会 ・豊田市身障協会 ・地区遺族会 ・ボランティア連絡協議会 <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・官公庁、交流館等 ・地区子ども会育成連絡協議会 ・地区老人クラブ連合会 ・小学校、中学校、幼稚園のPTA及び保育園父母の会
標準処理期間	即日